

議案第9号

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定より翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年8月25日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

第1表 繰越明許費

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|----------|--------------|---------|
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 標準システム機器更改事業 | 610,000 |